

毎週火、金曜日発行(但休日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
(日曜日)

鳥取県公報

◇条例

目次

- 鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
- 鳥取県行政財産使用料条例
- 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例
- 鳥取県収入証紙条例
- 重要な公の施設等の指定等に関する条例
- 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例
- 鳥取県立病院の設置及び管理に関する条例
- 鳥取県立高等看護学院の設置及び管理に関する条例
- 鳥取県立准看護学院の設置及び管理に関する条例
- 鳥取県立歯科衛生士学院の設置及び管理に関する条例
- 鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例

- 鳥取県立大山観光会館の設置及び管理に関する条例
- 鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例
- 鳥取県管境港魚市場の設置及び管理に関する条例
- 鳥取県立境港水産会館の設置及び管理に関する条例
- 鳥取県立高等学校等設置条例
- 鳥取県立図書館設置条例
- 鳥取県立科学博物館設置条例
- 鳥取県管社会体育施設の設置及び管理に関する条例
- 鳥取県管印刷事業特別会計条例
- 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計条例
- 鳥取県収入証紙特別会計条例
- 鳥取県立大山観光会館事業特別会計条例
- 鳥取県管林事業特別会計条例
- 鳥取県管境港水産施設事業特別会計条例
- 鳥取県立学校実習特別会計条例
- 鳥取県財政調整基金条例
- 鳥取県教科用図書選定審議会の委員の定数を定める条例
- 鳥取県監査委員条例等の一部を改正する条例

鳥取県管企業との契約の方法の特例に関する条例の一部を改正する条例
 鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例
 職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
 鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例
 鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例
 鳥取県営牧場使用料条例等を廃止する条例

条 例

鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五号

鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例

鳥取県屋外広告物条例(昭和三十七年七月鳥取県条例)

第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

三 別表第一の二に掲げる道路及びこれに接続する五百メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

第二章第十条の次に次の一条を加える。

(経過措置)

第十条の二 一の地域若しくは場所又は物件が第二条に

規定する地域若しくは場所又は物件(以下「禁止地域等」という。)となつた際、現に表示され、又は設置されてきた広告物又は広告物を掲出する物件(第三条

又は第四条の規定に違反して表示され、又は設置されていたものを除く。)については、禁止地域等となつ

た日から六月間(第三条又は第四条の規定により許可を受けていた広告物又は広告物を掲出する物件につい

ては、当該許可期間)は、同条の規定は適用しない。

2 一の地域又は場所が第三条に規定する地域又は場所(以下「制限地域等」という。)となつた際、現に表示

示され、又は設置されていた広告物又は広告物を掲出する物件については、制限地域等となつた日から六月間は、同条の規定は適用しない。その期間内に同条の規定による許可を申請した場合において、その申請について制限地域等となつた日から六月経過後に許可又は不許可の処分があるまでの間も同様とする。

別表第一の次に別表第一の二として次のように加える。

別表第一の二 広告物の表示等について禁止する道路の区間

道 路	区 間
県道米子大山線	西伯郡伯仙町尾高字南屋敷一、七三三番地先から同町岡成字岡成原五八七の六番地先及び西伯郡大山町赤松字中横原五七二の一番地先を経て同町大山字博労座四五の二番地先まで

別表第三中 二級国道岡山鳥取線 全線」を

「二級国道五十三号線 全線」に、「県道米子大山線」を

「山線 全線」を「県道米子大山線 別表第一の二

に掲げる区間以外の区間」に改め、「県道羽合上

井停車場線 全線」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第六号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(この条例の趣旨)

第一条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分については、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第

九十六条第一項第五号の規定により議会の議決に付さなければならぬ契約は、予定価格一億円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第三条 地方自治法第九十六条第一項第七号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格七千万円以上の不動産又は動産の買入れ又は売払い(土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。

附則

(施行期日)

1. この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

(鳥取県所有財産及び營造物に関する条例等の廃止)

2. 次の各号に掲げる条例は、廃止する。

- 一 鳥取県所有財産及び營造物に関する条例(昭和二十九年四月鳥取県条例第十号)
- 二 鳥取県契約条例(昭和二十九年四月鳥取県条例第

十一号)

鳥取県行政財産使用料条例をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第七号

鳥取県行政財産使用料条例

(この条例の趣旨)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条の四第三項の規定による許可を受けてする行政財産の使用(以下「行政財産の使用」という。)に係る使用料の徴収については、法令に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(使用料の徴収)

第二条 行政財産の使用については、別表に定めるところにより使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第三条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定め

るところにより、使用料を減免することができる。

(既納の使用料)

第四条 既に徴収した使用料は、還付しないものとする。

ただし、使用の許可を受けた者の責めに帰さない理由により使用の許可を取り消したときは、この限りでない。

別表

一 土地

1. 電気事業、電気通信事業等のため土地を使用させる場合

(規則への委任)

第五条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

区 分	単 位	金 額			
		宅 地	田 畑	畑 (年 額)	そ の 他
木柱(木柱又は人形柱を除く。コンクリート柱又は鉄柱)	一本につき	七〇円	八〇円	五〇円	一〇円
木柱又は人形柱	一本につき	一四〇円	一六〇円	一〇〇円	二〇円
鉄 塔	一平方メートル当たり	四二円	四八円	三〇円	一〇円
支線又は支柱	一本につき	七〇円	八〇円	五〇円	一〇円

線路保護用柱、水底線標示柱、支線柱、標柱又は標石	一本につき	七〇円	八〇円	五〇円	一〇円
ハンドホール又はマンホール	一個につき	一四〇円	一六〇円	一〇〇円	二〇円
その他の設備	一平方メートル当たり	四二円	四八円	三〇円	一〇円

2 その他

区 分	一平方メートル当たりの金額(年額)			
	宅 地	田	畑	その他
市の区域に所在する土地	一三二円	二四円	一三円	一円
市の区域以外の区域に所在する土地	四六円	二四円	九円	一円

二 建物

1 会議室

区 分	単 位	位 金 額	
		木 造	非 木 造
県庁講堂以外の会議室	一時間につき	一、二〇〇円	二円
県庁講堂	一時間につき	一時間につき	一時間につき
木 造	一時間につき	一時間につき	一時間につき

区 分	単 位	位 金 額	
		木 造	非 木 造
県庁庁舎以外の建物	一月につき	一月につき	一月につき
木 造	一月につき	一月につき	一月につき
非 木 造	一月につき	一月につき	一月につき

備考

暖房又は冷房をした場合は、この表に定める使用料の額に当該額の二割に相当する額を加算する。

2 その他

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第八号

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

(この条例の趣旨)

第一条 財産の交換、譲与、無償貸付等については、法令に特別の定めのある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(普通財産の交換)

第二条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。

ただし、価額の差額がその高価なもの価額の四分の一をこえるときは、この限りでない。

一 県において公用又は公共用に供するため、他人の所有する財産を必要とするとき。

二 国又は他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため、県の普通財産を必要とするとき。

2 前項の規定により交換する場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

(普通財産の譲与又は減額譲渡)

第三条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

一 他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため、普通財産を他の地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。

二 他の地方公共団体その他公共団体において維持及び保存の費用を負担した行政財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によつて生じた普通財産をその負担した費用の範囲内において当該地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。

三 行政財産のうち寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によつて生じた普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括承継者に譲渡するとき。

者に譲渡するとき。

四 行政財産の用途に代わるべき他の財産の寄附を受けたため、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によつて生じた普通財産を寄附を受けた財産の価額に相当する金額の範囲内において当該寄附者又はその相続人その他の包括承継者に譲渡するとき。

(普通財産の無償貸付又は減額貸付)

第四条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

一 他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するとき。

二 地震、火災、水害等の災害により、貸付中の普通財産が当該財産の使用の目的に供しがたいと認められるとき。

(物品の交換)

第五条 物品は、物品に係る経費の低減を図るため特に

必要があるときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。

2 第二条第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(物品の譲与又は減額譲渡)

第六条 物品は、次の各号の一に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

一 公益上の必要に基づき、他の地方公共団体その他公共団体又は私人に物品を譲渡するとき。

二 公用又は公共用に供するため寄附を受けた物品又は工作物のうち、その用途を廃止した場合には、当該物品又は当該工作物の解体若しくは撤去により物品となるものを寄附者又はその相続人その他の包括承継者に譲渡することを寄附の条件として定めたもののとき。

(物品の無償貸付又は減額貸付)

第七条 物品は、公益上必要があるときは、他の地方公

共団体その他公共団体又は私人に無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

(規則への委任)

第八条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に貸し付けている財産については、当該貸付契約の有効期間中に限り、なお従前の例による。

鳥取県収入証紙条例をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第九号

鳥取県収入証紙条例

(この条例の趣旨)

第一条 証紙による収入の方法等に関しては、この条例の定めるところによる。

(証紙による収入の方法により徴収する歳入)

第二条 証紙による収入の方法により徴収する歳入は、他の条例に定めるもののほか、使用料及び手数料のうち規則で定めるものとする。

(証紙の種類及び形式)

第三条 証紙の種類は、一円、二円、五円、十円、五十円、百円、二百円、三百円、五百円及び千円とする。

2 証紙の形式は、規則で定める。

(領収書の不発行)

第四条 証紙による収入の方法により歳入を徴収したときは、領収書は発行しない。

(証紙の売りさばき人)

第五条 証紙の売りさばき人は、元売りさばき人及び小売りさばき人とする。

2 元売りさばき人は、地方自治法(昭和二十二年法律

第六十七号)第二百三十五条第一項の規定により指定した金融機関(以下「指定金融機関」という。)とする。

3 小売りさばき人は、知事が指定する。

4 知事は、前項の規定により小売りさばき人を指定したときは、これを告示しなければならない。指定を取消したときも、また同様とする。

(証紙の無効)

第六条 消印された証紙又は著しく汚染し、若しくは損傷した証紙は、無効とする。

(証紙の返還等)

第七条 証紙は、これを返還して現金の還付を受け、又は他の証紙とこれを交換することができない。ただし、第三条の規定による証紙の種類及び形式を変更し、若しくは廃止したとき、又は第五条第三項の規定による小売りさばき人の指定を取り消したときその他知事がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書に該当する場合には、当該証紙

の定価の百分の九十七に相当する金額を還付し、又は他の証紙と交換するものとする。

(規則への委任)

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

(小売りさばき人に関する経過措置)

2 この条例の施行の際、現に指定されている小売りさばき人は、第五条第三項の規定により指定されたものとみなす。

(既に売りさばかれた証紙に関する経過措置)

3 この条例の施行前に売りさばかれた証紙は、この条例の施行後もなおその効力を有する。

重要な公の施設等の指定等に関する条例をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 一 朗

鳥取県条例第十号

重要な公の施設等の指定等に関する条例

(重要な公の施設)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第九十六条第一項第十号に規定する条例で定める重要な公の施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号)第二条の規定により設置された鳥取県立社会福祉施設
- 二 鳥取県立病院の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十三号)第二条の規定により設置された鳥取県立病院(以下「県立病院」という。)
- 三 鳥取県宮内港魚市場の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十九号)第二条の

規定により設置された鳥取県管境港魚市場

四 鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)第二条の規定により設置された鳥取県管住宅

五 鳥取県立高等学校等設置条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第二十一号)第二条から第六条までの規定により設置された県立学校

六 鳥取県立図書館設置条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第二十二号)第二条の規定により設置された鳥取県立図書館

七 鳥取県立科学博物館設置条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第二十三号)第二条の規定により設置された鳥取県立科学博物館

(特に重要な公の施設)

第二条 法第二百四十四条の二第二項に規定する条例で定める特に重要な公の施設は、県立病院とする。

(長期かつ独占的な利用)

第三條 法第九十六条第二項第十号及び第二百四十四條

の二第二項に規定する条例で定める長期かつ独占的な利用は、十年をこえる期間にわたる独占的な利用とする。

附則

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十一号
鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)

売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)及び老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)の規定により県が設置する施設(以下「鳥取県立社会福祉施設」という。)の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第二条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。

種 別	名 称	位 置
精神薄弱児施設	鳥取県立皆成学園	倉吉市
盲聾哑児施設	鳥取県立積善学園	鳥取市
肢体不自由児施設	鳥取県立整肢学園	米子市
肢体不自由者更生施設	鳥取県立身体障害者更生指導所	鳥取市
婦人保護施設	鳥取県立婦人寮	鳥取市
養護老人ホーム	鳥取県立母来寮	東伯郡羽合町

軽費老人ホーム 鳥取県立岩井長者寮 岩美郡岩美町

(利用の許可)

第三条 法令に特別の定めがある場合を除くほか、鳥取県立社会福祉施設を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(鳥取県立整肢学園における使用料及び手数料の徴収)

第四条 鳥取県立整肢学園の利用については、昭和三十三年厚生省告示第七十七号(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法)に基づく診療報酬点数表(甲)により算定した額によるほか、別表第一に定めるところにより使用料を徴収する。

2 鳥取県立整肢学園における診断書その他の文書の交付については、別表第二に定めるところにより手数料を徴収する。

(鳥取県立岩井長者寮における使用料の徴収)

第五条 鳥取県立岩井長者寮の利用については、別表第三に定めるところにより使用料を徴収する。

(使用料及び手数料の減免)
第六条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料又は手数料を減免することができる。

(規則への委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、鳥取県立社会福祉施設の管理に関する事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。
(鳥取県立整肢学園使用料手数料条例等の廃止)

2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。

一 鳥取県立整肢学園使用料手数料条例(昭和三十八年三月鳥取県条例第八号)

二 鳥取県立軽費老人ホーム使用料条例(昭和三十八年十二月鳥取県条例第五十七号)

(利用の許可に関する経過措置)

3 この条例の施行前、鳥取県立社会福祉施設の使用の

許可を受けた者は、第三条の規定により許可を受けたものとみなす。

別表第一

区分	金額
健康診断	一件につき 二〇〇円
死体検案	一件につき 二〇〇円
変死体検案	一件につき 四〇〇円

別表第二

区分	金額
普通診断書	一通につき 五〇〇円
健康診断書	一通につき 一〇〇円
死亡診断書	一通につき 一〇〇円
死体検案書	一通につき 一〇〇円
変死体検案書	一通につき 一〇〇円
通院入院証明書	一通につき 五〇〇円
通院入院証明書 以外の証明書	一通につき 一〇〇円

別表第三

使用区分	金額
小居室	一人で使用する場合 一人月額 七、五〇〇円 二人で使用する場合 一人月額 六、〇〇〇円
大居室	一人で使用する場合 一人月額 八、〇〇〇円 二人で使用する場合 一人月額 六、五〇〇円

備考

1 暖房期間中は、この表に定める使用料の額に一人月額一、〇〇〇円を加算する。

2 入院その他正当な理由により必要があると認められるときは、この表に定める使用料の額から知事が別に定める額を控除する。

鳥取県立病院の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十二号

鳥取県立病院の設置及び管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、鳥取県立病院の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第二条 鳥取県立病院(以下「病院」という。)を次のとおり設置する。

名称	位置
鳥取県立中央病院	鳥取市
鳥取県立厚生病院	倉吉市

(使用料及び手数料の徴収)

第三条 病院の利用については、昭和三十三年厚生省告示第七十七号(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法。以下「厚生省告示」という。)

に基づく診療報酬点数表(甲)又は歯科診療報酬点数表により算定した額(病院に勤務しない医師又は歯科医師が診療又は研究のために病院の検査施設を利用した場合)は、厚生省告示に基づく診療報酬点数表(乙)又は歯科診療報酬点数表により算定した額の七割に相当する額)によるほか、別表第一に定めるところにより使用料を徴収する。

2 病院における診断書その他の文書の交付については、別表第二に定めるところにより手数料を徴収する。

(使用料及び手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料又は手数料を減免することができる。

(規則への委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、病院の管理に関する事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

別表第一
一 診断料及び検査料

区分	金	額
各種健康診断	一件につき三百円(二科のみの場合は、二百円)	
生命保険診断	一件につき	二百円
恩給診断	一件につき	二百円
死体検案	一件につき	二百円
変死体検案	一件につき	四百円
二分べん料		
単胎		二千五百円
双胎		五千円

1 この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

(鳥取県立病院使用料手数料条例の廃止)

2 鳥取県立病院使用料手数料条例(昭和三十八年三月鳥取県条例第十号)は、廃止する。

備考

午後五時から翌日午前八時三十分までの間は、この表に定める使用料の額に当該額の二割に相当する額を加算する。

三 特別入院施設料

区分	金	額
特別室	一床一日につき	八百円
一人一室	一床一日につき	四百円
甲	一床一日につき	二百円
乙	一床一日につき	二百円
丙	一床一日につき	百五十円
二人一室	一床一日につき	百三十円
四人一室	一床一日につき	七十円

別表第二

区分	金	額
普通診断書	一通につき	百円
各種健康診断書	一通につき	百円
死亡診断書	一通につき	百円

生命保険診断書	一通につき	三百円
恩給診断書	一通につき	三百円
死体検案書	一通につき	百円
変死体検案書	一通につき	百円
通院入院証明書	一通につき	五十円
療養費支払証明書	一通につき	百五十円
通院入院証明書及び療養費支払証明書以外の証明書	一通につき	百円

鳥取県立高等看護学院の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十三号

鳥取県立高等看護学院の設置及び管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第

六十七号)第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、鳥取県立高等看護学院の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第二条 看護婦として必要な知識及び技能を修得させるため、鳥取県立高等看護学院(以下「学院」という。)を鳥取市に置く。

(利用の許可)

第三条 学院に入学しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(入学選抜手数料の徴収)

第四条 学院の入学選抜試験を受けようとする者に対しては、入学選抜手数料を徴収する。

2 前項の入学選抜手数料の額は、三百円とする。

(規則への委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、学院の管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

(鳥取県立高等看護学院設置条例等の廃止)

2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。

- 一 鳥取県立高等看護学院設置条例(昭和二十九年三月鳥取県条例第二号)
- 二 鳥取県立高等看護学院入学試験手数料条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十七号)

(利用の許可に関する経過措置)

3 この条例の施行前、鳥取県立高等看護学院の使用の許可を受けた者は、第三条の規定により許可を受けたものとみなす。

鳥取県立看護学院の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十四号

鳥取県立准看護学院の設置及び管理に関する

条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、鳥取県立准看護学院の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第二条 准看護婦として必要な知識及び技能を修得させるため、鳥取県立准看護学院(以下「学院」という。)を倉吉市に置く。

(利用の許可)

第三条 学院に入学しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(規則への委任)

第四条 この条例に定めるものは、学院の管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

(利用の許可に関する経過措置)

2 この条例の施行前、鳥取県立准看護学院の使用の許可を受けた者は、第三条の規定により許可を受けたものとみなす。

鳥取県立歯科衛生士学院の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十五号

鳥取県立歯科衛生士学院の設置及び管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、

鳥取県立歯科衛生士学院の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第二条 歯科衛生士として必要な知識及び技能を修得させるため、鳥取県立歯科衛生士学院(以下「学院」という。)を鳥取市に置く。

(利用の許可)

第三条 学院に入学しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(授業料の徴収)

第四条 学院に在学する者に対しては、授業料を徴収する。

2 前項の授業料の額は、月額千五百円とする。

(入学選抜手数料の徴収)

第五条 学院の入学選抜試験を受けようとする者に対しては、入学選抜手数料を徴収する。

2 前項の入学選抜手数料の額は、五百円とする。

(授業料の免除)

第六条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、授業料を免除することができる。

(規則への委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、学院の管理に関する事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。
(鳥取県立歯科衛生士学院入学選抜手数料及び授業料に関する条例の廃止)

2 鳥取県立歯科衛生士学院入学選抜手数料及び授業料に関する条例(昭和三十八年三月鳥取県条例第九号)は、廃止する。

鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十六号

鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、鳥取県立保育専門学院の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第二条 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第十三条第一項に規定する保母を養成するため、鳥取県立保育専門学院(以下「学院」という。)を倉吉市に置く。

(利用の許可)

第三条 学院に入学しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(入学選抜手数料の徴収)

第四条 学院の入学選抜試験を受けようとする者に対し

ては、入学選抜手数料を徴収する。

2 前項の入学選抜手数料の額は、五百円とする。

(規則への委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、学院の管理に関する事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。
(鳥取県立保育専門学院入学試験手数料条例の廃止)
2 鳥取県立保育専門学院入学試験手数料条例(昭和三十一年三月鳥取県条例第二十一号)は、廃止する。
(利用の許可に関する経過措置)
3 この条例の施行前、鳥取県立保育専門学院の使用の許可を受けた者は、第三条の規定により許可を受けたものとみなす。

鳥取県立大山観光会館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗
鳥取県条例第十七号

鳥取県立大山観光会館の設置及び管理に
関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、鳥取県立大山観光会館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第二条 大山隠岐国立公園における観光利用に供するため、鳥取県立大山観光会館(以下「会館」という。)を西伯郡大山町に置く。

(利用の許可)

第三条 会館を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(使用料の徴収)

第四条 会館の利用については、別表に定めるところに

より使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第五条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(規則への委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、会館の管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

(鳥取県立大山観光会館使用料条例の廃止)

2 鳥取県立大山観光会館使用料条例(昭和三十七年十月鳥取県条例第四十二号)は、廃止する。

別 表

利用の区分	室の種類	金 額	
		会議室	和 室
会 議	会議室	一時間につき	五〇〇円
	和 室	一時間につき	二〇〇円

宿 泊

休 憩	宿 泊	
	和 室	洋 室
特設和室	一人一泊につき	二、〇〇〇円
	一人一泊につき	三、二〇〇円
和 室	一人一泊につき	七〇〇円
	一人一泊につき	四〇〇円
洋 室	一人一泊につき	二〇〇円
	一人一泊につき	七〇〇円
特設和室	一人一時間につき	四〇〇円
	一人一時間につき	四〇〇円
会 議 室	一人一時間につき	四〇〇円
	一人一時間につき	四〇〇円

備 考

- 一 団体五〇人以上が宿泊又は休憩をするときは、この表に定める使用料の額から当該額の五分に相当する額を控除する。
- 二 暖房期間中は、この表に定める使用料の額に当該額の一割に相当する額を加算する。
- 三 六才以上十六才未満の者の宿泊又は休憩のための使用料は、この表に定める使用料の額の半額とし、六才未満の者の使用料は、無料とする。

鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十八号

鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に
関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、鳥取県立農業講習施設の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第二条 鳥取県立農業講習施設(以下「施設」という。)を次のとおり設置する。

名 称	位 置	目 的
鳥取県立経営伝習農場	東伯郡 関金町	農村の青少年に科学的かつ合理的な農業経営に必要な技術を伝習し、中堅青少年の養成を行なうこと。

鳥取県立農業講習所	鳥取市	改良普及員等の養成及び再教育並びに農村中堅青少年の養成を行なうこと。
鳥取県立農業指導者養成所	東伯郡 関金町	近代的な農業経営を担当するためにふさわしい者を養成するため、農村青年の研修を行なうこと。
鳥取県立畜産講習所	東伯郡 赤碓町	大家畜に関する畜産に必要な知識と技術を授け、農村中堅実務者の再教育及び養成を行なうこと。
鳥取県立中小家畜講習所	米子市	中小家畜に関する畜産に必要な知識と技術を授け、農村中堅実務者の再教育及び養成を行なうこと。
鳥取県立畜産技術員養成所	倉吉市	畜産技術者又は農村中堅実務者の養成を行なうこと。

(利用の許可)

第三条 施設を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(規則への委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、施設の管理に関する事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

(利用の許可に関する経過措置)

2 この条例の施行前、鳥取県立農業講習所又は鳥取県農業指導者養成所の利用の許可を受けた者は、それぞれ第三条の規定により許可を受けたものとみなす。

鳥取県管境港魚市場の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十九号

鳥取県管境港魚市場の設置及び管理に関する条例

鳥取県管境港魚市場の設置及び管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、鳥取県管境港魚市場の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第二条 水産物の卸売等の業務を行なわせるため、鳥取

県管境港魚市場(以下「魚市場」という。)を境港市に置く。

(利用の許可)

第三条 魚市場を利用して水産物の卸売の業務又は水産物の荷さばきの業務をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(使用料の徴収)

第四条 前条の規定による許可を受けてする魚市場の利用については、別表に定めるところにより使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第五条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(規則への委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、魚市場の管理に関する事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。(鳥取県管境港魚市場使用料条例の廃止)
- 2 鳥取県管境港魚市場使用料条例(昭和三十七年七月鳥取県条例第三十四号)は、廃止する。
- 3 (利用の許可に関する経過措置)
この条例の施行前、鳥取県管境港魚市場の使用の許可を受けた者は、第三条の規定により許可を受けたものとみなす。

別表

利用区分	金額
水産物の卸売のための利用	水産物の販売金額に千分の五を乗じて得た額
水産物の荷さばきのための利用	1 生鮮水産物 一箱又は三〇キログラムにつき三円の割合で算出した額 2 加工水産物 二〇キログラムにつき九円の割合で算出した額

鳥取県立境港水産会館の設置及び管理に關する条例をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十号

鳥取県立境港水産会館の設置及び管理に關する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、鳥取県立境港水産会館の設置及びその管理に關する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第二条 境漁港における水産関係者等の利用に供し、もつて水産業の発展を図るため、鳥取県立境港水産会館(以下「会館」という。)を境港市に置く。

(利用の許可)

第三条 会館を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

けなければならない。

第四条 会館の利用については、別表に定めるところにより使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第五条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(規則への委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、会館の管理に關する事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

(鳥取県境港水産会館使用料条例の廃止)

2 鳥取県境港水産会館使用料条例(昭和三十七年七月鳥取県条例第三十三号)は、廃止する。

(利用の許可に關する経過措置)

3 この条例の施行前、鳥取県境港水産会館の使用の許

可を受けた者は、第三条の規定により許可を受けたものとみなす。

別表

区分	単位	金額
事務室	一平方メートルにつき	月額 三〇〇円
会議室	一時間につき	一五〇円
その他の室	一平方メートルにつき	月額 三〇〇円

鳥取県立高等学校等設置条例をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十一号

鳥取県立高等学校等設置条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、鳥取県立高等学校、鳥取県立盲学校、鳥取県立聾学校、鳥取県立養護学校及び鳥取県立幼稚園の設置について

定めることを目的とする。

(鳥取県立高等学校の設置)

第二条 鳥取県立高等学校を次のとおり設置する。

名	称	位 置
鳥取県立鳥取東高等学校		鳥取市
鳥取県立鳥取西高等学校		鳥取市
鳥取県立鳥取商業高等学校		鳥取市
鳥取県立鳥取工業高等学校		鳥取市
鳥取県立鳥取西工業高等学校		鳥取市
鳥取県立鳥取農業高等学校		鳥取市
鳥取県立岩美高等学校		岩美郡岩美町
鳥取県立八頭高等学校		八頭郡那家町
鳥取県立智頭農林高等学校		八頭郡智頭町
鳥取県立青谷高等学校		気高郡青谷町
鳥取県立倉吉東高等学校		倉吉市
鳥取県立倉吉西高等学校		倉吉市
鳥取県立倉吉農業高等学校		倉吉市

鳥取県立倉吉産業高等学校	倉吉市
鳥取県立倉吉工業高等学校	倉吉市
鳥取県立由良育英高等学校	東伯郡大栄町
鳥取県立赤碕高等学校	東伯郡赤碕町
鳥取県立養良農業高等学校	西伯郡淀江町
鳥取県立米子東高等学校	米子市
鳥取県立米子西高等学校	米子市
鳥取県立米子南高等学校	米子市
鳥取県立米子工業高等学校	米子市
鳥取県立法勝寺高等学校	西伯郡西伯町
鳥取県立境高等学校	境港市
鳥取県立境水産高等学校	境港市
鳥取県立境港工業高等学校	境港市
鳥取県立根雨高等学校	日野郡日野町
鳥取県立日野産業高等学校	日野郡日野町
鳥取県立日野実業高等学校	日野郡江府町

(鳥取県立盲学校の設置)

第三条 鳥取県立盲学校を次のとおり設置する。

名	称	位	置
鳥取県立鳥取盲学校		鳥取市	

(鳥取県立聾学校の設置)

第四条 鳥取県立聾学校を次のとおり設置する。

名	称	位	置
鳥取県立鳥取聾学校		鳥取市	

(鳥取県立養護学校の設置)

第五条 鳥取県立養護学校を次のとおり設置する。

名	称	位	置
鳥取県立米子皆生学園		米子市	

(鳥取県立幼稚園の設置)

第六条 鳥取県立高等学校に附属して、鳥取県立幼稚園を次のとおり設置する。

名	称	位	置
鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園		鳥取市	

附則

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

鳥取県立図書館設置条例をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十二号

鳥取県立図書館設置条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、鳥取県立図書館の設置について定めることを目的とする。

(設置)

第二条 鳥取県立図書館を次のとおり設置する。

名	称	位	置
鳥取県立鳥取図書館		鳥取市	
鳥取県立米子図書館		米子市	

附則

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

鳥取県立科学博物館設置条例をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十三号

鳥取県立科学博物館設置条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、鳥取県立科学博物館の設置について定めることを目的とする。

(設置)

第二条 鳥取県立科学博物館を鳥取市に置く。

附則

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。
鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十四号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に
関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、鳥取県営社会体育施設の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第二条 スポーツを振興し、もつて県民の心身の健全な発達に寄与するため、鳥取県営社会体育施設(以下一

施設」という。)を次のとおり設置する。

名 称	位 置
鳥取県営選手合宿所	倉吉市
鳥取県営弓道場	鳥取市
鳥取県営プール	鳥取市

(利用の許可)

第三条 施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(教育委員会規則への委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、施設の管理に関する事項は、教育委員会規則で定める。

附則

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十五号

鳥取県営印刷事業特別会計条例

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九条第二項の規定に基づき、県営印刷事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第二条 この会計においては、印刷事業収入及び附属諸収入をもつてその歳入とし、印刷事業費その他の諸支出をもつてその歳出とする。

(弾力条項の適用)

第三条 この会計においては、地方自治法第二百八条第四項の規定により弾力条項を適用することができるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前、特別会計印刷事業費をもつて経理した県営印刷事業に係る歳入及び歳出は、この条例に基づく会計の歳入及び歳出とする。

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計条例をここに公布する。
昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十六号

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計条例

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九条第二項の規定に基づき、規則で定める用品の調達その他規則で定める事務の集中管理事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第二条 この会計においては、集中管理事業収入、一般

会計からの繰入金及び附属諸収入をもつてその歳入とし、集中管理事業費その他の諸支出をもつてその歳出とする。

(弾力条項の適用)

第三条 この会計においては、地方自治法第二百十八条第四項の規定により弾力条項を適用することができるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前、特別会計用品調達事業費をもつて経理した集中管理事業に係る歳入及び歳出は、この条例に基づく会計の歳入及び歳出とする。

鳥取県収入証紙特別会計条例をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二郎

鳥取県条例第二十七号

鳥取県収入証紙特別会計条例

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九条第二項の規定に基づき、鳥取県収入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第九号)の規定による証紙(以下「収入証紙」という。)の売りさばき及び収入証紙による収入を適正に運営するため、特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第二条 この会計においては、収入証紙の売りさばき収入及び附属諸収入をもつてその歳入とし、一般会計への繰入金、収入証紙の売りさばき手数料その他の諸支出をもつてその歳出とする。

附則

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

鳥取県立大山観光会館事業特別会計条例をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二郎

鳥取県条例第二十八号

鳥取県立大山観光会館事業特別会計条例

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九条第二項の規定に基づき、鳥取県立大山観光会館(以下「会館」という。)の事業の円滑な運営とそ

の経理の適正を図るため、特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第二条 この会計においては、会館の事業収入、一般会計からの繰入金及び附属諸収入をもつてその歳入とし、会館事業費その他の諸支出をもつてその歳出とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

鳥取県条例第二十九号

鳥取県営林事業特別会計条例

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九条第二項の規定に基づき、県営林事業の円滑な運営とそ

(歳入及び歳出)

の経理の適正を図るため、特別会計を設置する。

附則

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前、特別会計県立大山観光会館事業費をもつて経理した会館の事業に係る歳入及び歳出は、この条例に基づく会計の歳入及び歳出とする。

鳥取県営林事業特別会計条例をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二郎

鳥取県条例第二十九号

鳥取県営林事業特別会計条例

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九条第二項の規定に基づき、県営林事業の円滑な

運営とそ

(歳入及び歳出)

の経理の適正を図るため、特別会計を設置する。

県営林事業費その他の諸支出をもつてその歳出とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前、特別会計県営林事業費をもつて経理した県営林事業に係る歳入及び歳出は、この条例に基づき会計の歳入及び歳出とする。

鳥取県県営境港水産施設事業特別会計条例をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十号

鳥取県県営境港水産施設事業特別会計条例

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九条第二項の規定に基づき、鳥取県県営境港魚市場

及び鳥取県立境港水産会館(以下「水産施設」という。)の事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第二条 この会計においては、水産施設の事業収入、一般会計からの繰入金及び附属諸収入をもつてその歳入とし、水産施設の事業費その他の諸支出をもつてその歳出とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和三十九年四月七日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前、特別会計県営境港水産施設事業費をもつて経理した水産施設の事業に係る歳入及び歳出は、この条例に基づき会計の歳入及び歳出とする。

鳥取県県立学校実習特別会計条例をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十一号

鳥取県県立学校実習特別会計条例

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九条第二項の規定に基づき、県立学校における実習(生産、加工等に伴い収益を生ずる実習をいう。)の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第二条 この会計においては、県立学校実習収入、一般会計からの繰入金及び附属諸収入をもつてその歳入とし、県立学校実習費その他の諸支出をもつてその歳出とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

及び鳥取県立境港水産会館(以下「水産施設」という。)の事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第二条 この会計においては、水産施設の事業収入、一般会計からの繰入金及び附属諸収入をもつてその歳入とし、水産施設の事業費その他の諸支出をもつてその歳出とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和三十九年四月七日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前、特別会計県営境港水産施設事業費をもつて経理した水産施設の事業に係る歳入及び歳出は、この条例に基づき会計の歳入及び歳出とする。

鳥取県県立学校実習特別会計条例をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

2 この条例の施行前、特別会計県立学校実習費をもつて経理した県立学校実習に係る歳入及び歳出は、この条例に基づき会計の歳入及び歳出とする。

鳥取県財政調整基金条例をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十二号

鳥取県財政調整基金条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の規定に基づき、鳥取県財政調整基金の設置並びにその管理及び処分に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第二条 年度間における財源の調整を図り、もつて県財政の健全な運営に資するため、鳥取県財政調整基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第三条 毎会計年度基金として積み立てる額は、当該年度の一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第七条 基金は、次の各号の一に該当する場合に限り、

これを処分することができる。

一 経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合に於いて当該不足額をうめるための財源に充てる時。

二 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てる時。

三 緊急に実施することが必要となつた大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てる時。

四 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てる時。

五 償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てる時。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前、特別会計財政調整積立金に属し

ていた現金、債権及び有価証券は、基金に帰属するものとする。

鳥取県教科用図書選定審議会の委員の定数を定める条例をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十三号

鳥取県教科用図書選定審議会の委員の定数を定める条例

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十八年法律第八十二号)第十一条第三項の規定に基づき、鳥取県教科用図書選定審議会の委員の定数は、二十人と定める。

附 則

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

鳥取県監査委員条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十四号

鳥取県監査委員条例等の一部を改正する条例(鳥取県監査委員条例の一部改正)

第一条 鳥取県監査委員条例(昭和二十三年六月鳥取県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 議員のうちから選任する委員の数は、二人とする。

2 法第九十六条第三項の規定により、知識経験を有する者のうちから選任する委員の一人は、常勤とする。

3 法第九十九条の三第一項の規定による代表監査委員は、常勤の委員とする。

第四条を次のように改める。

第四条 法第二百三十五条の二第一項の規定による現金出納の検査は、毎月二十五日に行なうのを例とする。

第八条及び第九条を次のように改める。

第八条 法第二百三十三条第二項の規定による決算及び書類は、翌年度九月三十日までに、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十条第二項の規定による決算及び書類は、翌年度六月十日までに、それぞれ委員に提出し、その審査に付さなければならぬ。

第九条 法第二百三十三条第二項の規定による決算及び書類の審査は、審査に付された日から六十日以内に、地方公営企業法第三十条第二項の規定による決算及び書類の審査は、審査に付された日から二十日以内に、その意見を付けて知事に送付しなければならない。

第十三条を削り、第十四条を第十三条とする。

（財政事情の作成及び公表に関する条例の一部改正）

第二条 財政事情の作成及び公表に関する条例（昭和二十三年九月鳥取県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

財政状況の公表に関する条例

第一条を次のように改める。

第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第

二百四十三条の三第一項に規定する歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の高その他の財政に関する事項（以下「財政状況」という。）の公表に関しては、この条例の定めるところによる。

第二条中「財政事情」を「財政状況」に改める。

第三条第一項各号列記以外の部分中「財政事情」を「財政状況」に改め、同項第一号から第三号までを次のように改める。

- 一 歳入歳出予算の執行状況
- 二 財産、地方債及び一時借入金の高
- 三 その他財政に関する事項で知事が必要と認めるもの

第三条第二項及び第三項並びに第四条中「財政事情」を「財政状況」に改める。

第五条中「財政事情の作成及び公表」を「財政状況の公表」に改める。

（特別職の職員の旅費等に関する条例の一部改正）

第三条 特別職の職員の旅費等に関する条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表中 監査委員	議会の議員の中から選任された委員		
	大委員	常勤の委員	非常勤の委員
議会の議員のうちから選任された監査委員	〃	〃	〃
知識経験を有する者のうちから選任された監査委員	〃	〃	〃
非常勤の監査委員	〃	〃	〃
非常勤の監査委員	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃

を

（地方自治法第二百二十五条第三項の規定による手数料及び延滞金条例の一部改正）

第四条 地方自治法第二百二十五条第三項の規定による手数料及び延滞金条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県延滞金徴収条例

第一条の見出しを「（この条例の趣旨）」に改め、同

条中「第二百二十五条第三項の規定による手数料（以下「督促手数料」という。）及び」を「第二百三十一条の三第二項の規定による」に改める。

第二条及び第三条を次のように改める。

（延滞金の徴収）

第二条 分担金、使用料、手数料及び過料その他の歳入（以下「分担金等」という。）について、法第二十一条の三第一項の規定による督促をしたときは、

延滞金を徴収する。ただし、次の各号の一に該当する場合、この限りでない。

- 一 納入通知書一通の金額が百円未満であるとき。
- 二 延滞金の額が十円未満であるとき。
- 三 滞納について知事がやむを得ない理由があると認めるとき。

(延滞金の額)

第三条 延滞金の額は、分担金等の金額(百円未満の端数があるときは、その端数金額は、切り捨てる。)百円につき一日四銭(納入通知書に指定した期日の

翌日から督促状に指定した期日までの期間については、一日二銭)の割合を乗じて計算した額とする。ただし、延滞金の額に十円未満の端数があるときは、その端数金額は、切り捨てる。

第四条を削り、第五条を第四条とする。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第五条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表中 監査委員	議会の議員の中から選任された大委員	議会の議員の中から選任された	給料	報酬	給料	報酬
	学識経験のある者の中から選任された委員	非常勤の委員	非常勤の委員	非常勤の委員	非常勤の委員	非常勤の委員
			一〇,〇〇〇円	一〇,〇〇〇円	六五,〇〇〇円	六五,〇〇〇円
			二二,〇〇〇円	二二,〇〇〇円	二二,〇〇〇円	二二,〇〇〇円

を
監査委員

に改める。

(鳥取県税条例の一部改正)

第六条 鳥取県部局設置条例(昭和二十八年一月鳥取県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条中第三号を削り、同条第四号中「歳入歳出予算」を「予算」に改め、同号を同条第三号とし、同条中第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

(鳥取県税条例の一部改正)

第七条 鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「納額告知書」を「納入通知書」に改める。

第九条第一項中「納額告知書」を「納入通知書」とし、「県金庫」を「県指定金融機関、県指定代理金融機関又は県収納代理金融機関」に改める。

第二十二條第三項、第五十九條第三項、第六十五條第三項、第八十八條の五第三項、第一百五條第三項、第二百二十三條第三項及び第二百五十四條第三項中「納額告知書」を「納入通知書」に改める。

第二号様式中

加入者	鳥取県	支金庫
-----	-----	-----

を

加入者	県税事務所
-----	-------

に

納付すべき場所

鳥取県 何 金庫

日	計	受付金庫名日附印
		円

を

納付すべき場所

銀行 店又は近くの
銀行 店若しくは郵便局

日	計	受付(領収)日印

に

備	郵便局受付日付印 指定金融機関等又は	局番号印
考		

に

日
金庫又は郵便局領収印

を

郵便局領収日付印
指定金融機関等又は

に改める。

第一号様式中

日	計	受付(領収)日付印

に

ま
とめ
金庫又は郵便局名
取

領
収
日
付
印

を

と
め
郵
便
局
名
取

日
付
印

に

備	受付日付印 金庫又は郵便局	局番号印
考		

を

加入者	鳥取県	支金庫
-----	-----	-----

を

加入者	県税事務所
-----	-------

に

納付すべき場所

鳥取県 支金庫又は最寄の郵便局

を

納付すべき場所

銀行 店又は近くの
銀行 店若しくは郵便局

に

日	計	受付金庫名日附印

を

備考中「県金庫」を「県指定金融機関、県指定代理金融機関又は県収納代理金融機関」とする。

第三号様式その一から第三号様式その五まで中

加入者	鳥取県	支金庫
-----	-----	-----

を

加入者	県税事務所
-----	-------

に

納付場所	鳥取県金庫、鳥取県支金庫又は郵便局
------	-------------------

を

納付場所	銀行 店又は近くの銀行 店若しくは郵便局
------	-------------------------

に

金庫又は郵便局印	領収日付印
----------	-------

を

又は郵便局領収日付印	指定金融機関等
------------	---------

に

取まとめ郵便局名	金庫又は郵便局印	局番号印
----------	----------	------

を

又は取まとめ郵便局名	指定金融機関等又は郵便局領収日付印
------------	-------------------

に

備考	受付日付印	金庫又は郵便局印	局番号印
----	-------	----------	------

を

備考	郵便局受付日付印	指定金融機関等又は郵便局印	局番号印
----	----------	---------------	------

に

金庫又は郵便局印	領収日付印
----------	-------

を

郵便局領収日付印	指定金融機関等又は郵便局印
----------	---------------

に改め、同様式の